議案第５３号

取手市火災予防条例の一部を改正する条例について

取手市火災予防条例（昭和３７年条例第６９号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１２月１日提出

取手市長　　中　村　　修

提案理由

焼肉店等の客席で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクトに起因する火災の発生状況等に鑑み，消防庁が火災予防条例（例）を改正したことを踏まえ，火災予防条例（例）と同様に，調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト，グリス除去装置等に油脂等が付着しないよう適切に管理することを定める条項を追加するため，本条例の一部を改正するものです。

取手市火災予防条例の一部を改正する条例

取手市火災予防条例（昭和３７年条例第６９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （液体燃料を使用する器具）<br>第 18 条　（略）<br>2　（略）<br>3　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては，第 1 項に規定するもののほか，その周囲において使用する排気ダクト，グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。 | （液体燃料を使用する器具）<br>第 18 条　（略）<br>2　（略） |
| （固体燃料を使用する器具）<br>第 19 条　（略）<br>2　（略）<br>3　固体燃料を使用する調理に用いる器具については，前 2 項に規定するもののほか，前条第 3 項の規定を準用する。 | （固体燃料を使用する器具）<br>第 19 条　（略）<br>2　（略） |
| （気体燃料を使用する器具）<br>第 20 条　（略）<br>2　（略）<br>3　気体燃料を使用する調理に用いる器具については，前 2 項に規定するもののほか，第 18 条第 3 項の規定を準用する。 | （気体燃料を使用する器具）<br>第 20 条　（略）<br>2　（略） |
| （電気を熱源とする器具）<br>第 21 条　（略）<br>2　（略）<br>3　電気を熱源とする調理に用いる器具については，前 2 項に規定するもののほか，第 18 条第 3 項の規定を準用する。 | （電気を熱源とする器具）<br>第 21 条　（略）<br>2　（略） |

付　則

この条例は，令和９年４月１日から施行する。